

令和7年度事業

ぎふの林業就業者・林業事業体を支援！

新規就業者等定着支援事業

安全講習等の受講費用を支援！

A 安全講習受講に対する支援

助成額：受講経費の1/2以内

助成対象となる講習等については、30種類以上あります。
詳しくは、「森のジョブステーションぎふ」ホームページ



新規就業者の安全装備品等の導入を支援！

B 新規就業者に対する労働環境等改善に向けた支援金の給付

購入上限額：新規就業者1人当たり12万円（補助率1/2、補助上限6万円）

- 助成対象とする新規就業者の要件（・新規就業者（3年未満）かつ林業経験がない者、
・事業年度において他の助成を受けていない者）
- 助成対象とする安全装備品（・チェーンソー防護ズボン、・チェーンソー防護ブーツ、
・林業用ヘルメット（フェイスガード、イヤーマフ付き）、・防振手袋、耐切創手袋、



C 新規造林保育専門会社等への自立支援金の給付

助成額：定額9万円以内/月（上限6カ月）

- ・助成対象は、事業内容に造林・保育を含む設立して5年以内の林業事業体または新たに造林・保育を行う部門を立ち上げて5年以内の林業事業体となります。※一人親方除く
- ・受給は、1事業体あたり1回限りとなります。
- ・登記事項証明書(法人のみ)、個人事業の開業・廃業等届出書の写し(法人以外の場合)、



D 外部講師による造林保育指導費用の支援

助成額：外部講師に支払った経費

- ・助成対象事業体はCと同じです。
- ・1事業体あたり40人日が上限となります。
- ・林業の経験年数が10年以上もしくは造林作業指揮者等安全衛生教育を修了している方を外部講師とした場合が対象となります。
- ・登記事項証明書、外部講師の指導に要する経費・指導日が確認できる書類、造林作業指揮者等安全衛生教育の修了証の写し（該当する場合）、研修状況のデジタル写真

造林保育に新規参入する事業体を支援！

申請窓口：森のジョブステーションぎふ

（公益社団法人岐阜県森林公社 担い手対策課）

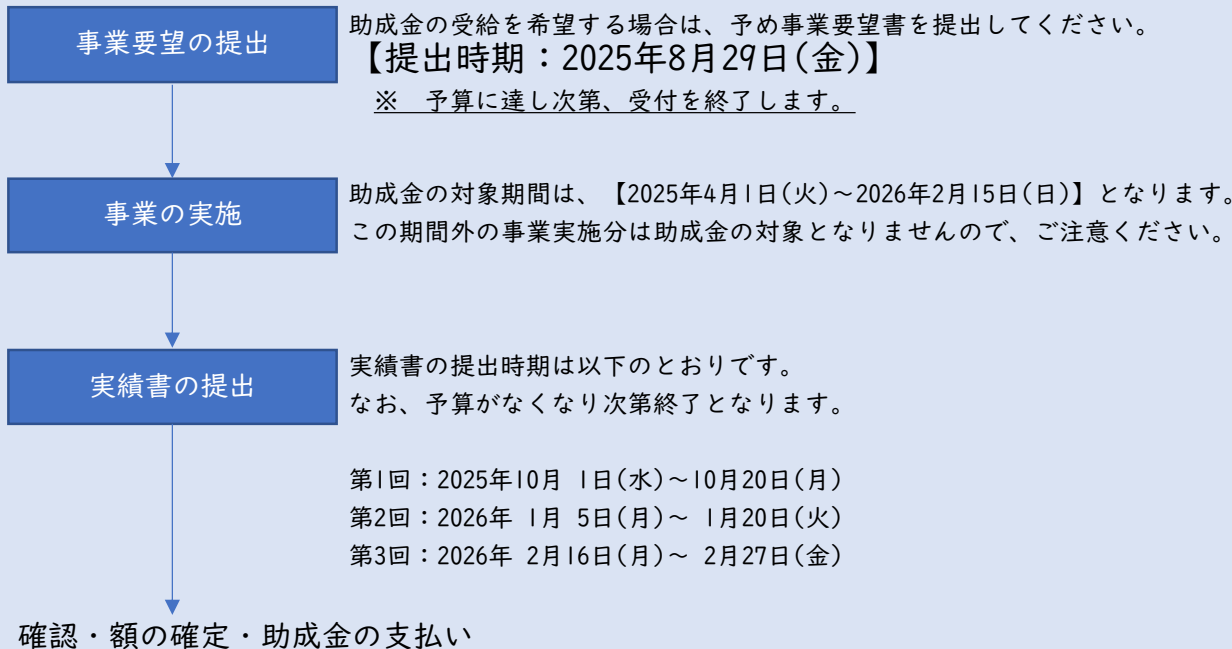
助成金の申請に係る手続きの流れ

様式は「森のジョブステーションぎふ」ホームページ (<https://m-job.net/menu/new/>) からダウンロードしてください。

重要！岐阜県林業労働力調査について

本助成金については、岐阜県が行う「林業労働力調査」への報告実績、又は協力することが受給要件となっています。
本助成金の活用を希望される場合は、所管する県農林事務所まで同調査への報告、または同調査に対する協力の誓約書を森のジョブステーションぎふへ提出してください。

手続きの流れ



実績書に添付する書類（下記に加えて『口座振込依頼書』が必要となります）

- A 安全講習等受講に対する支援
①講習の案内(内容、日程、金額がわかるもの)の写し、②講習を修了したことがわかる書類(修了証等)の写し
- B 新規就業者に対する労働環境等改善に向けた支援金の給付
①雇用契約書の写し、②購入物品に係る納品書もしくは領収書等の写し、③チェーンソー防護ズボン及びチェーンソー防護ブーツについては、「class1」と同等以上の性能に適合していることが記載されている製品カタログ等の写し
- C 新規造林保育専門会社等への自立支援金の給付
①登記事項証明書(事業目的に造林が含まれていることが必要)の写し ※法人に限る
②個人事業の開業・廃業等届出書の写し ※法人以外の場合、③規約の写し ※法人以外の場合
- D 外部講師による造林保育指導費用の支援
①登記事項証明書(事業目的に造林が含まれていることが必要です)の写し※法人に限る、②個人事業の開業・廃業等届出書の写し
※法人以外の場合、③規約の写し ※法人以外の場合、④外部講師の指導に要する経費が確認できる書類の写し、⑤外部講師の指導日が確認できる書類の写し、⑥外部講師の造林作業指揮者等安全衛生教育の修了証の写し
(該当する場合)、⑦研修状況のデジタル写真(外部講師と研修受講者が確認できること)

助成金の申請先・お問い合わせ先

〒501-3756 岐阜県美濃市生櫛1612-2
(公社)岐阜県森林公社 森のジョブステーションぎふ、担い手対策課
電話：0575-33-4011 FAX：0575-46-8408
メール：m-job@gifu-shinrin.or.jp ホームページ：<https://m-job.net/menu/new/>